戦後教育資料
X-140
X
10- 140
11.

義務教育の教科用図書の給与に関する法律案要綱

一、この法律の目的

この法律の目的は、公立学校の義務教育の課程に属する児童及び生徒に対して、その使用する教科用図書を給与し、もつて義務教育の無償の促進に資することを目的とすること。

二、実施

市町村の教育委員会は市町村立の小学校及び中学校の児童及び生徒に対して、都道府県の教育委員会は、都道府県立の盲学校、ろう学校の児童及び生徒に対して、その使用する教科用図書を給与しなければならないこととすること。

三、負担及び補助

右に要する経費は、それぞれ市町村及び都道府県の負担とし、当分の間その二分の一を国が補助すること。地方の負担分については平衡交付金法に基く教育費の基準財政需要額に算入すること。

四、経過措置

この制度は、昭和二十六年度においては、小学校又は盲学校若しくはろう学校の小学部の一年生の国語、理科、算数等に限りこれを実施することとし、以後の分については別に法律で定めること。

天野 62
国立教育研究所図書館
X-140